

別紙第3

緊急避難段階の計画

要旨	時間的余裕がない避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示します。 住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、攻撃の種類により、避難の方法が異なるので注意が必要です。
----	--

関連する計画等

県	鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）
---	---

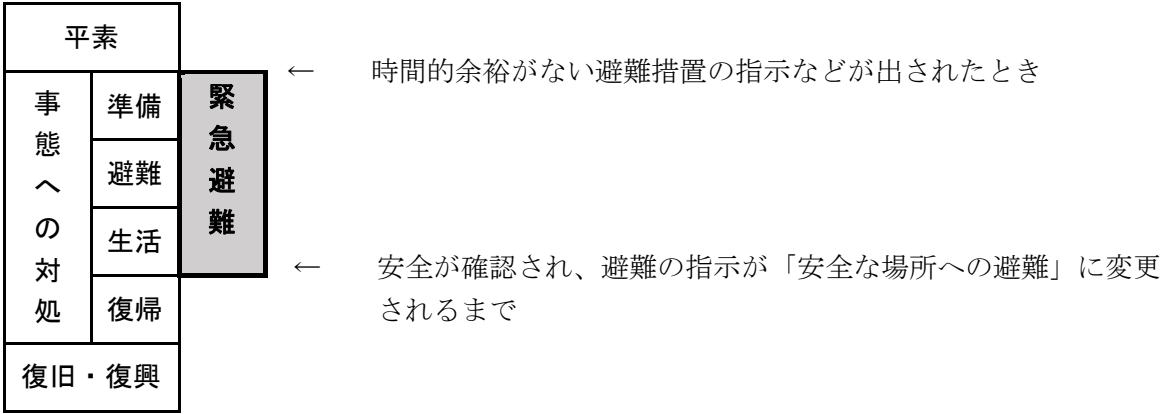
避難タイプとの関係

各避難タイプによる差はありません。 共通で、警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示を行います。 避難住民の誘導の支援、救援の実施は、他の段階に準じて行います。

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

- ・避難の指示が事態発生の前になることが予想されます。
- ・NBC~~R~~（核、生物、化学、~~放射能~~）兵器が使用された場合、個人による防護の実施が重要です。

(2) 想定される攻撃と被害の類型

ア 攻撃の類型

- (ア) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (イ) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃
- (ウ) NBC~~R~~攻撃

イ 被害の種類

- (ア) 爆発
- (イ) N B C ~~R~~ 災害（武力攻撃原子力災害を含みます。）
- (ウ) 要人の暗殺

(3) 情報計画

別紙第 1 「情報計画」 参照

2 構想

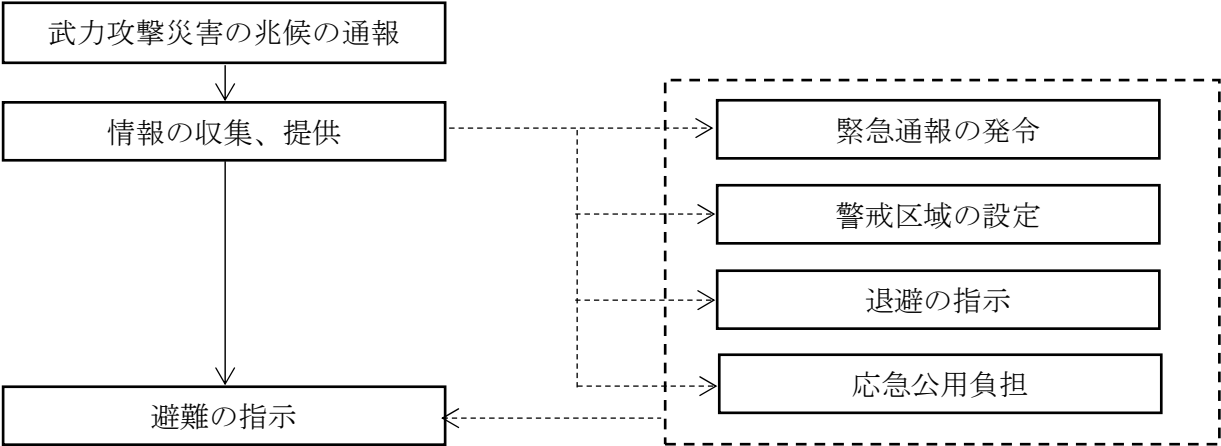
(1) 活動方針

県は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合で、市町村が対応できない場合は、的確かつ迅速に住民に時間的余裕がないことを周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難要領と攻撃後の対処要領に留意します。

また、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(2) 実施要領



- (ア) 武力攻撃災害の兆候の通報
第 2 章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ア) 兆候の通報（法第 98 条）」に準じて実施します。
- (イ) 情報の収集、提供
- (ウ) 緊急通報の発令
第 2 章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令（法第 99 条～第 101 条）」に準じて実施します。
- (エ) 退避の指示
第 2 章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 退避の指示（法第 112 条）」に準じて実施します。
- (オ) 警戒区域の設定
第 2 章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(オ) 警戒区域の設定（法第 114 条）」に準じて実施します。
- (カ) 応急公用負担
第 2 章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(カ) 応急公用負担（法第 113 条）」に準じて実施します。

(キ) 緊急の避難の指示

ア 情報の収集、提供

(7) 情報の収集

武力攻撃災害後は、使用された兵器の特定を優先します。

(イ) 情報の提供

手段	内容
① 定期的記者会見・ <u>ホームページ</u>	① 被害の最新情報
② スポット放送	② 行動指針
③ 資料提供	③ 技術的問題
④ 電話による問い合わせ（原則事項のみに限定）	④ ただし電話による問い合わせでは一般情報に限定

イ 実施体制の確保

(7) 県対策本部の設置

知事（危機管理部局）は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定を受けた場合には、速やかに県対策本部を設置します。（当該指定がない場合に、県対策本部を設置すべきであると判断したときは、内閣総理大臣に当該指定を行うよう要請します。）

また、県現地対策本部を設置し、国民保護措置の実施について市町村及び関係機関と調整し連携を図ります。

対処基本方針の決定前又は対処基本方針が決定されない場合は、危機管理委員会や危機管理対策本部会議を招集します。

緊急対処事態対処方針にあっても、上記に同じです。なお、緊急対処事態の後に武力攻撃事態の認定が行われた場合は、県対策本部を設置します。

(イ) 防護センターの設置、情報収集体制の確保

知事（危機管理部局、福祉保健部）は、NBC~~R~~兵器使用の兆候あるいは使用された場合は、県対策本部事務局に、内に防護センターを設置します。防護センターは、NBC~~R~~兵器の被害情報に関する次の資料を作成するよう指示し、県対策本部長を補佐します。

資料作成に際して、技術的援助が必要な場合、知事（総務部長）は、指定行政機関に対し専門職員の派遣を要請します。

- | |
|--|
| 1 気象資料の作成
2 爆心地、核出力、爆発形式の判定
3 NBC R 兵器による被害に関する資料
4 N兵器のフォールアウト予報（図）の作成及びBC R 兵器の風下危険地域の判定
5 汚染状況図の作成
6 放射線被ばく線量の推定 |
|--|

(ウ) 知事（危機管理部局）は、国民保護等派遣を要請します。

(エ) 知事（危機管理部局）は、緊急消防援助隊を要請します。

ウ 武力攻撃災害への対処

(7) 対処要領

知事（危機管理部局・他各部局）は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該武力攻撃災害を防除し、及び当該武力攻撃災害による被害を軽減するため、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、拡大防止等の対処措置を実施します。

a 県、市町村による対処

県は市町村と連携し、国民保護法、消防法などの規定に基づき、次のとおりその区域に係る武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施します。

- 1 武力攻撃災害の発生を防止します。
- 2 武力攻撃災害が発生した場合、これを除去します。
- 3 武力攻撃災害を除去できない場合これに伴う被害を軽減します。
- 4 その他被害の最小化に資する措置を実施します。

b 県の能力を超えた場合の対処（知事の国への出動要請）

関係地方公共団体が協力して対処しても、その能力に耐えないときとなった場合は、国対策本部長に対し、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずるよう要請します。

関係地方公共団体が協力して対処しても、その能力に耐えないとき

- 1 武力攻撃災害が著しく大規模である場合
(例) 大規模な山火事、コンビナート火災
- 2 武力攻撃災害の性質が特殊である場合
(例) 生物剤や化学物質を用いた武力攻撃を受け、特殊な武力攻撃災害が拡大
- 3 その他の事情による場合

c 市町村の能力を超えた場合の対処（市町村長の県への要請）

市町村長は、知事（危機管理部局）に対し、対処を要請するものとします。

知事（危機管理部局）は、武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施し、県の能力を超える等必要な場合には、国対策本部長に対し必要な措置を講ずるよう要請を行います。

（国による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を保護できるという状況と考えられます。）

~~武力攻撃災害が発生し、まさに発生しようとしている場合において、もし国による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を保護できるという状況~~

d 消防による対処

消防は、その施設、人員を活用して、①国民の生命、身体、財産を武力攻撃による火災から保護し、②武力攻撃災害を防除、軽減するものとします。

(イ) 緊急の避難の指示

a ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

国対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近隣要避難地域の指定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	・屋内への一時的避難 ・立入の制限 ・退去 ・外出の抑制、制限
	(緊急通報の発令)		
	(退避の指示)		
	警戒区域の設定		
情報の提供			情報の入手 ・テレビ、 ・ラジオ
移動の安全確認			・インターネット
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	
被害状況の把握			・避難

NBC~~R~~兵器が使用された場合、武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「NBC~~R~~攻撃」に準じます。

b ミサイル(弾道ミサイル、巡航ミサイル)、航空機による攻撃の場合

国対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近隣要避難地域の指定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り
	(緊急通報の発令)		
	(退避の指示)		
	警戒区域の設定		
弾頭種類 被害状況			立入の制限 退去 外出の抑制、制限
情報の提供			情報の入手 ・テレビ、ラジオ ・インターネットラジオ
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	
被害状況の把握			・避難

弾頭にNBCが使用された場合又は武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「NBC~~長~~攻撃」に準じます。

国対策本部が設置されていない場合においても、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等によりミサイルの発射情報を伝達します。

※弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達（再掲）

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとして国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メール等で直接県民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

~~(1) 日本の領土・領海に落下する可能性があるとして判断した場合~~

- ~~①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ~~
- ~~②直ちに避難することの呼びかけ~~
- ~~③落下情報等についての情報~~
- ~~④追加情報~~

~~(2) 日本の上空を通過した場合~~

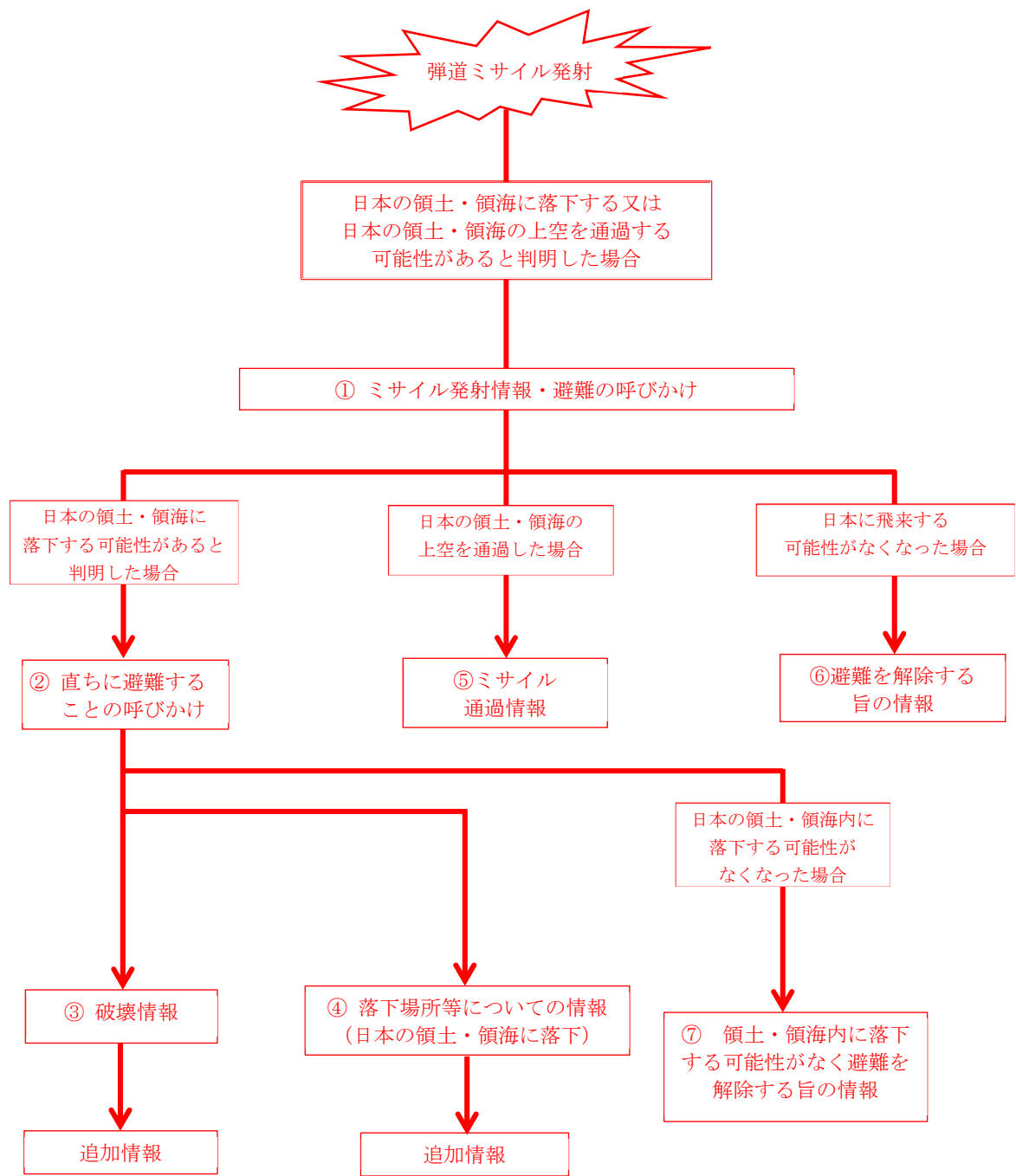
- ~~①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ~~
- ~~②ミサイル通過情報~~

~~(3) 日本の領海外の海域に落下した場合~~

- ~~①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ~~
- ~~②落下場所等についての情報~~

※ 伝達される情報の内容

＜ミサイル発射時のJアラートによる情報伝達の流れ＞



この場合、県では、下記のとおり県民の具体的な避難行動について、あんしんトリピーメール、~~ツイッター、フェイスブック~~ SNS 等での伝達や市町村・防災関係機関の広報手段等によって発射情報等初期情報の情報伝達に努めるとともに、引き続いて避難行動をはじめとした県民の取るべき行動について市町村等と協力して迅速に県民に周知し、安全の確保に努めます。

- 例文（※状況により文面や内容を変更することがあります。）
- 屋外にいる場合 「できる限り頑丈な建物や地下に避難してください。」
 - 建物がない場合 「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。」
 - 屋内にいる場合 「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。」

c NBC~~R~~攻撃の場合

県は、NBC~~R~~攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。ただし、発生から当面の間は、NBC~~R~~攻撃であることも含め、汚染原因、汚染物質の規模等が明らかにならない可能性があることに留意します。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC~~R~~攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じます。

国対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近隣要避難地域の指定 避難の指示 (屋内避難)	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り 立入の制限 退去 外出の抑制、制限
	(緊急通報の発令)		
	(退避の指示)		
	警戒区域の設定		
弾頭種類 被害状況			個人防護 情報の入手 ・テレビ、ラジオ ・インターネットラジオ
情報の提供			
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	
被害状況の把握			・避難

(ウ) N B C ~~R~~ 災害への対処

各攻撃類型において、N B C ~~R~~ 災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。

a N (核) 攻撃

要 点	・爆風、熱線、放射線への対応、<u>爆発、放射線による被害</u> ・被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 ・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 ・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮 ・正しい情報を入手する
個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカップを身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、退避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
<u>退避避難</u> の指示	行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内 <u>退避</u> <u>避難</u>	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやふたをする 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	テレビ、ラジオに限定 ※電磁パルス (EMP) によりインターネット、携帯は使用不可
治 療	専門医による治療 （留意事項） ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により、指定公共機関（量子科学技術研究開発機構、国立病院機構）、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
県の措置	県は、核攻撃や放射能攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに国対策本部に報告します。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。 救援にあたっては、医療機関と連携し対処します。

b B（生物兵器）攻撃

指 標	・ 異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数 ・ 予定されていない異例の空中噴霧 ・ 廃棄された噴霧装置
個人防護	被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮 ・ 口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う ・ 皮膚を覆う（手袋、帽子、雨合羽、マスク） ・ 石けんと水で肌を洗う ・ 警察、消防に連絡 ・ 汚染された衣服などをビニール袋に入れ密閉する
<u>退避避難</u> の指 示	風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠くに離れる 危険区域内の住民を区分して避難させる
屋内 <u>退避</u> <u>避難</u>	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオ
治 療	専門医による治療とワクチン接種 （留意事項） ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置） ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
県の措置	・ 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせます。 ・ 県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行います。また、衛生環境研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じます。

c C（化学兵器）攻撃

要 点	被災者の除染、化学剤の暴露の有無、治療との連携を考慮
指 標	・大量の負傷者、数多くの人間が、同様に、説明のつかない症状を訴えている ・負傷者に一定の症状がある ・病気が、ある地理上の区域に限定されている ・動物、鳥、魚、昆虫が死ぬ、時期でもないのに植物が枯れる ・気象条件では説明がつかない不自然な液滴 ・不自然な臭い ・天候、スモッグ又は周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 ・不自然な金属片
個人防護	被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮
<u>退避避難</u> の指 示	責任者の正確な避難の指示に従う 風下を避けて遠くに離れる 専門的知識のある人間による被災者の救援
屋内 <u>退避</u> <u>避難</u>	地階より上の、窓のない奥まった部屋に避難 換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオなど
治 療	専門医による治療 （留意事項） ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
県の措置	県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行います。 警察は、消防機関、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等と連携し、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、速やかな医療機関への救急搬送及び救急医療の実施を支援します。

~~d R（放射能）攻撃~~

要 点	 ・爆発、放射能による被害 ・被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 ・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 ・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮
個人防護	至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う 徒歩で避難汚染区域にいた場合は、 ・石けんで全身をくまなく洗う ・衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける

	帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン を身につけて避難準備 ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	※汚染区域から離れた場所にいた場合 地下室、窓のない奥まった部屋、自宅にとどまる 換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオなど
治——療	専門医による治療 （留意事項） ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
県の措置	県は、放射能攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに国対策本部に報告します。 また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。 救援にあたっては医療機関と連携し対処します。

d-e 武力攻撃原子力災害

要 点	・放射線能への対応 ・被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 ・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 ・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮 ・正しい情報を入手する
個人防護	帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカップを身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、退避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
退避避難の指示	行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内退避避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやフタをする 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	テレビ、ラジオなど
治 療	専門医による治療 （留意事項） ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
県の措置	以下のとおり

※ 武力攻撃原子力災害への対処（法第105条）

県は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合、又は武力攻撃に伴い原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下、「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）に放射性物質等の放出又は放出のおそれがある場合、周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講じます。

この場合、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じます。

1 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等に準じた措置の実施

2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

（1）知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣若しくは原子力規制委員会から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、原子力事業所周辺市町村長（事業所外運搬に係る事実の発生の場合

にあつては、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長）及び指定（地方）公共機関に連絡します。

- (2) 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認し、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報するとともに、その受信確認を行います。

発電用原子炉	内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）
--------	---

- (3) 知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、市町村及び指定（地方）公共機関その他関係機関に当該公示の内容を通知します。
- (4) 知事は、国対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行います。
- (5) 通報を受けた場合の専門家の招集及び現地への派遣については、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

なお、引用する地域防災計画（原子力災害対策編）は、令和7平成27年●8月に修正されたものであり、枠内で示す以下の各項目の引用も全て同様です。

第3章 第3節 活動体制の確立

5-3．専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力安全顧問に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めるととも共に、必要に応じて鳥取県原子力安全顧問に対して参集を要請するものとする。

3 モニタリングの実施

モニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め
の例により行います。

第3章 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

②警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、警戒事態の発生を認知した場合、モニタリング本部を設置する。モニタリング本部は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国によるEMC（緊急時モニタリングセンター）の立上げ準備に協力するものとする。

③EMCの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、EMCを立ち上げるものとされている。県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況及び気象情報等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

④緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、EMCの統括の下、緊急時モニタリングを実施するものとする。

⑤緊急時モニタリング実施計画の改訂 ~~への参画~~

国は、原子力災害対策指針、初動対応段階の緊急時モニタリングの結果及びEMCからの意見等に基づき、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するものとされている。
~~施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改訂に協力するものとする。~~

⑥緊急時モニタリング結果の共有

国（EMC）は緊急時モニタリングの結果の妥当性を判断確認した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、防護措置の判断等のために共有し、活用する。県は、原子力災害対策本部放射線班が評価した緊急時モニタリング結果及び関連情報を関係市町村等と情報共有する。EMC内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）放射線班と速やかに結果を共有する。

県モニタリング本部が実施した測定結果については、必要に応じてオフサイトセンターで行われる原子力災害合同対策協議会等で共有する。また、原子力災害対策本部等が行ったモニタリングの結果の評価等をEMCは、オフサイトセンター放射線班と共有する。県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有するとともにその他県内市町村に連絡するほか、災害時応援協定の相手先と共有する。

また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し、関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。

4 住民の避難等の措置

知事は、国対策本部長による警報の発令や以下の避難等の措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難等を指示します。

この場合において、~~「屋内への避難等」~~や~~「移動による避難等」~~の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行います。

~~・国対策本部長は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとします。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとします。~~

・国対策本部長はまた、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内退避避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとします。

・緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとします。

・なお、屋内退避避難については、コンクリート建屋への屋内退避避難が有効であることに留意するものとします。

なお、知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難等の措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講じます。

5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

県は、国現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図ります。

なお、国の現地対策本部は、原則として、オフサイトセンターに設置されますが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置されることがあります。

県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び避難の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施します。

6 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請します。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請します。

7 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤の予防服用については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

第3章 第4節 屋内退避、避難、~~屋内退避~~等の防護措置

9-6．安定ヨウ素剤の~~予防~~服用

県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講~~ず~~じるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、判断を踏まえ、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することとされている。
- (2) 県は、市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、~~また又は~~独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の緊急を配布するとともに、・服用を指示を行うとともに、併せて事前配布を受けている住民への服用指示をする行うものとする。なお、可能な限り薬剤師等の医療専門職の立ち会いの下が関与する体制で配布・服用指示を行うものとする。

8 避難退域時検査及び簡易除染の実施

避難退域時検査及び簡易除染の実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

第3章 第4節 屋内退避、避難、~~屋内退避~~等の防護措置6-4. 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染等の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、次のとおり避難退域時検査及び簡易除染を実施する。主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に収容するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。

（1）県は、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等のOILに基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む）を避難所に受け入れするまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、主要経路から避難退域時検査会場へ確実に誘導を行った上で、避難退域時検査を実施し、検査結果に応じて、OILに基づく簡易除染を行うものとする。

また、必要に応じて、避難車両に対する検査を先行して行うため、主要経路上で避難退域時検査（車両検査先行実施）を行うものとする。

なお、この検査によって健康リスクが高まると判断される要配慮者及びその車両については、体調等が悪化しないように避難所に併設された避難退域時検査会場等で健康上の配慮を行いつつ検査を行うなど十分配慮するものとする。

（2）主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する避難所併設の避難退域時検査会場又は保健所併設の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を行うものとする。

（3）避難退域時検査及び簡易除染は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用ゲートモニター、大型除染テント等の資機材を用いて行う。また、県は複数の会場で避難退域時検査及び簡易除染を実施することを考慮し、資機材を効率的に輸送するよう努めるものとする。

① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。

② 車両や携行物品の除染を講ずるための基準を超える場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。

③ 乗員の代表者がOIL4を超える場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

④ 車両以外で避難している住民等については、全員に対して検査を行う。

⑤ 検査の結果、OIL4を超える住民等、物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品については簡易除染を行う。また、簡易除染によってもOIL4を超える住民等は除染が行える原子力災害拠点病院等の機関で除染や必要な措置を行い、物品等の除染の基準を超える車両や携行物品は検査場所ですべて一時保管等の措置を行う。

（４）車両に係る避難退域時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保しスムーズな検査等を行う。

なお、これまでの県の基本的な考え方に基づき、車両の検査でO I L 4を超えない場合であっても、乗員が希望すれば避難退域時検査を行うものとする。

（５）車両除染、避難退域時検査及び簡易除染での作業において、放射性物質の拡散が生じないよう対策を講ずるものとする。

（６）避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行し、紛失しないよう注意喚起を行う。

（７）車両除染、避難退域時検査及び簡易除染で発生した洗浄水、放射性物質等が付着した防護服等の汚染物については、発災元の原子力事業者が処理するものとする。

（８）外国人や高齢者、障がい者等の要配慮者の不安を払拭するため、多言語表記やイラスト、やさしい日本語を用いた検査方法等の説明資料などを用い、検査及び簡易除染を実施する。

9 飲食物の摂取制限等

飲食物の摂取制限等については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め
の例により行います。

第3章 第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限、~~摂取制限等~~

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域~~性~~生産物の~~出荷制限・~~摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取~~出荷~~制限及び出荷~~摂取~~制限を実施するものとする。
- (2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に~~応じてより~~、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等における検査計画の策定・検査の実施、~~飲食物の出荷制限等について関係機関にを指示・要請するものとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するもの~~とされている。国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。
- (3) 県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示及び要請に基づき、~~又は独自の判断により、~~飲食物の放射性核種濃度測定及び出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

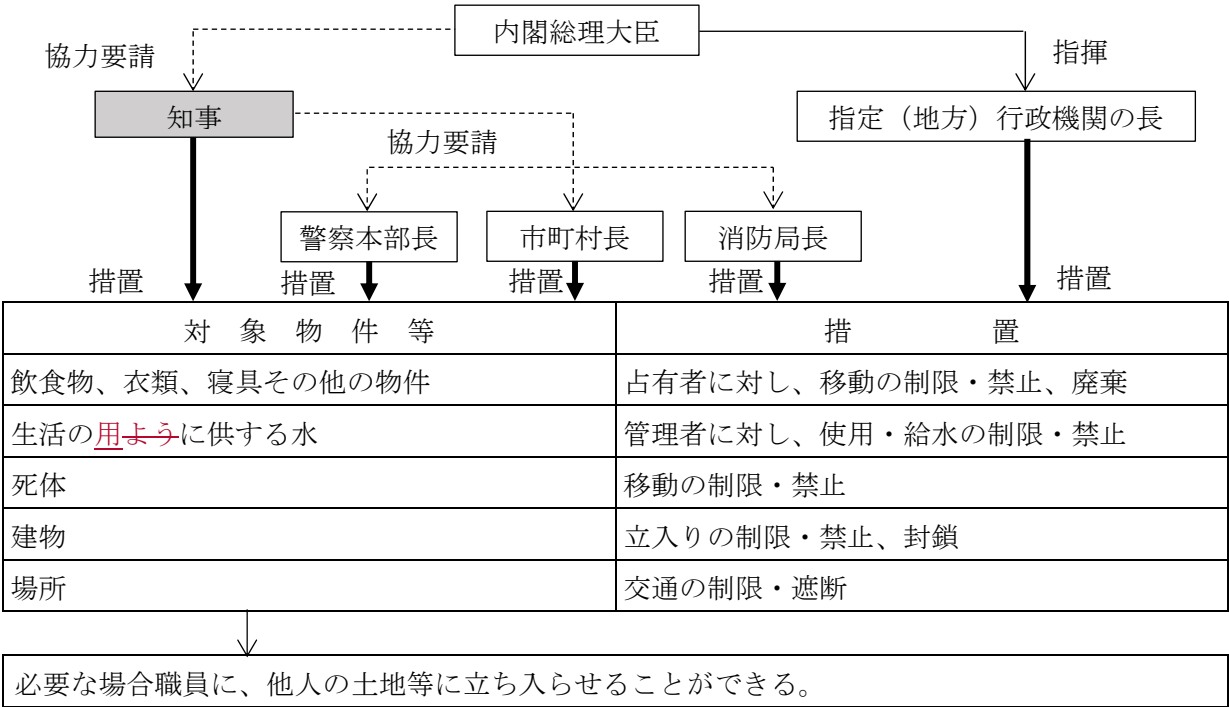
10 要員の安全の確保

- 県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報の速やかな提供、被ばく管理等などにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

(エ) 汚染拡大の防止（法第107条～第110条）

知事（危機管理~~部局~~）は、汚染（※）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行い、名あて人への通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。

（※＝武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、若しくは毒素又は危険物質等による汚染）



- (オ) 住民の救援
- 知事は、攻撃に使われた物質を特定し、必要な場合除染を行います。
- 安全が確認された後、医療救援を行います。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
<u>政策統轄総局</u>	<u>1 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>
<u>元気づくり総令和 の改新戦略</u> 本部	1 国民保護に関する広報 2 報道機関との連絡調整 <u>3 国民保護措置関係予算その他財務に関すること</u> <u>4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>7 県議会に関すること（臨時議会の招集）</u> <u>8 鳥取情報ハイウェイに関すること</u>
<u>輝く鳥取創造本部</u>	<u>1 避難住民運送手段の確保・計画</u> <u>2 外国人の安否情報・被災情報の収集等の体制整備</u> <u>3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整</u> <u>4 外国人に対する広報、避難、救援</u> <u>5 外国人の安全確保及び支援</u> <u>6 空港施設の把握、対策</u>
<u>男女協働未来創造 本部</u>	<u>1 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>
危機管理 <u>部局</u> (事務局)	1 県対策本部等に関すること 2 国民保護措置の準備 3 国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 4 避難施設の指定 5 特殊標章等の交付、使用許可 6 避難物資等の備蓄、整備、点検 7 危険物資の保安対策 8 自主防災組織との連絡調整 9 国民保護等に係る訓練に関すること 10 国際人道法の普及に関すること <u>11 避難所の運営体制整備</u> <u>12 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援</u>
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 職員の服務、給与に関すること 4 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 5 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 人権の擁護の確保

	9 県議会に関すること（臨時議会の招集） 10 5 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 11 6 職員の補償に関すること 12 鳥取情報ハイウェイに関すること <u>7 私立学校に関すること</u> <u>8 国民保護措置の実施に要する物品の購入契約</u>
--	---

機 関 名	事務又は業務
地域 <u>社会</u> 振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 私立学校に関すること <u>1-3 安否情報・被災情報の収集等の体制整備</u> <u>2 人権の擁護の確保</u> <u>3 文化財の保護に関すること</u>
観光交流局	1 外国人の安否情報・被災情報の収集等の体制整備 2 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 3 外国人に対する広報、避難、救援 4 外国人の安全確保及び支援
福祉保健部	1 避難所の運営体制整備 <u>1-2 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援</u> <u>2-3 義援金の収配等に関すること</u> <u>3-4 医療、医薬品等に関すること</u> <u>4-5 保健衛生に関すること</u> <u>5-6 赤十字標章等の交付、使用許可</u> <u>6-7 医療機関等の保全及び機能回復に関すること</u> <u>7-8 ボランティア等の支援に関わる総合調整</u> <u>8-9 他部局に属しない生活支援及び保護に関すること</u>
<u>子ども家庭部</u>	<u>1 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>
生活環境部	1 上下水道の被害調査、復旧 2 有害物質使用事業所に関すること 3 死亡獣畜処理に関すること 4 廃棄物等の処理に係る調整 5 生活関連物資の需給に関すること 6 行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬等 7 入浴施設の確保 8 食品衛生、食中毒防止、水質検査等に関すること 9 応急給水に関すること 10 応急仮設住宅の供給 11 公営住宅の調査、復旧 12 被災者住宅の再建支援 13 県営住宅の通常の保全

	14 住宅融資などの相談窓口の開設 15 建築制限、緩和 16 住宅供給公社との連絡調整
商工労働部	1 商工労働団体・機関との連絡調整 2 物資運送手段（トラックその他）に対する支援要請体制の確立に関するこ と 3 物資運送手段（トラックその他）の運送能力の把握 4 県内工業団地の状況の把握 5 救援物資の集配の総合調整

機 関 名	事務又は業務
農林水産部	1 農林水産業団体との連絡調整 2 食品供給業者（県内）の把握 3 中国四国農政局との連絡調整 4 家畜伝染病予防及び防疫 5 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の把握 6 農道（ 広域農道、農免農道を除く。 ）、林道状況の把握、対策 7 漁船による運送に関する事 8 漂流物等に関する情報収集
県土整備部	1 道路（ 広域農道、農免農道を含む。 ）状況の把握、対策 2 特殊車両の通行に関する事 3 道路の除雪 4 市街地状況の把握、対策 5 河川、海岸、ダム状況の把握、対策 6 砂防、急傾斜地、治山施設等の把握、対策 7 空港、 港湾、漁港施設の把握、対策 8 公園緑地施設の把握、対策 9 土木資材等の需給対策 10 土地の使用に関する事 11 建設業協会等との連絡調整
会計管理 部者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納 及び物品の購入契約
企業局	1—中国電力との連絡体制の整備 <u>1-2</u> 発電施設・工業用水施設の把握 <u>2-3</u> 県営発電施設・県営工業用水施設の運営・保全マニュアルの整備

病院局	1 県立病院の避難計画、訓練に関すること 2 県立病院の救護班の編成
教育委員会	1 文教施設等の保全 2 避難学校の確保 3 公立学校等への警報の伝達体制整備 4 国際人道法の普及、教育に関すること 5 文化財の保護に関すること
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援

機 関 名	事務又は業務
警察本部	1 警備体制の整備 2 情報の収集・連絡体制の整備 3 住民等に対する情報伝達・広報体制の整備 4 交通規制に係る体制及び施設の整備 5 生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備 6 装備資機材の整備 7 関係機関との協力体制の構築 8 武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の確保 9 特殊標章の交付及び使用に係る体制の整備 10 警察通信システムの整備 11 教養訓練の実施

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 避難の指示の伝達 2 市町村国民保護対策本部の設置 3 武力攻撃災害に係る国民保護措置 4 武力攻撃災害情報等の収集伝達 5 住民等への情報の提供

(3) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
-------	--------

陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 国民保護措置の連絡調整等 2 武力攻撃災害に係る国民保護措置 3 武力攻撃災害情報等の収集伝達

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領

(1) 緊急避難後の活動要領

緊急避難後の活動要領は、次の各段階の計画の「4 活動要領」に準じて行います。

ア 避難準備

別紙第4「避難準備段階の計画」

イ 避難

別紙第5「避難段階の計画」

ウ 避難生活

別紙第6「避難生活段階の計画」